

尾道市創業支援補助金 実施要領

【申請期間】

令和8年4月1日(水) ~ 令和9年1月29日(金)

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

★必ず要綱もご確認ください。



要綱等(尾道市HP)

【問合せ先】

尾道市 産業部商工課 商工振興係

電話:0848-38-9182

Mail:shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

事業の概要

尾道市では、市内での円滑な創業の促進により、地域経済の活性化及び多様化並びに雇用創出を図るとともに、働きやすい環境の整備を通じ、市内中小企業における賃上げ環境の向上を図ることを目的として、市内において新たに創業する者に対して、事業所開設に要する建物の改修または修繕にかかる経費について助成します。

※当事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

申請手続きの流れ

①	創業希望者	・内容理解、準備、交付申請 申請期限:令和9年1月29日(金)
②	尾道市	・審査、交付決定
③	創業希望者	・事業実施(工事着手からオープンまで) ※事業内容に変更が生じた場合は変更申請を提出 ・事業完了(支払いまで終えた状態)、実績報告 報告期限:「開業の日から30日以内」または 「令和9年2月26日(金)」のいずれか 早い日まで
④	尾道市	・現地確認 ・審査、補助金額の確定
⑤	創業希望者	・請求書提出
⑥	尾道市	・補助金交付

補助対象事業者

事業を営んでいない個人または法人であって、市内において新たに事業を開始しようとする具体的な計画を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- ・市税の滞納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不適当と認める者
- ・他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・本人または親族(3親等内の血族、配偶者及び2親等内の姻族)所有の建物において創業する者
- ・本人以外が賃貸借契約を結んでいる建物において創業する者
- ・その他市長が適切でないと認めるとき

主な補助要件

- ・市内に事業所を設置しようとする新規創業者であること
- ・特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者であること
- ・創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とするものを受ける事業であること
- ・令和9年2月26日(金)までに創業(開業)し、実績報告を行うこと

補助対象経費・補助上限額・補助率

○補助対象経費

事業所開設の整備に要する経費(建物の改修または修繕に要する経費)

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること。また、親族等に発注することは原則認めません。

○補助率

1/2 以内(限度額:50万円)

○加算金

若手移住者については補助金額に一律20万円を加算

●若手移住者の定義●

次の要件をすべて満たす者

- ・補助金の申請日において、39歳以下の者
- ・尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住しており、この補助金の申請日において、移住から1年を経過していない者又は開業の日までに尾道市に移住する意思のある者
- ・尾道市に定住する意思のある者

提出書類

◎交付申請 ※令和9年1月29日(金)までに提出

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・収支予算書
- ・創業資金融資の申込みを行うときに提出した事業計画書
- ・創業資金融資の契約書の写しまたは融資申込書の写し
- ・事業所の図面
- ・事業所整備に係る見積書の写し
- ・特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- ・市税の滞納がないことの証明書
- ・誓約書(様式第2号)

- ・戸籍の附票の写し等(若手移住者の場合)
(尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住していたことを確認できるもの)
- ・その他市長が必要と認める書類

●補足事項●

- ・実績報告の際に改修前後の写真の提出が必要となるため、前後の比較がしやすいように、改修後の撮影箇所と同じ位置から改修前の写真を撮影しておいてください。

◎補助対象事業の変更申請

交付決定を受けた後、建物改修または修繕にかかる経費の変更や事業を変更する場合は、事前に市の承認を得る必要がありますので、補助事業変更承認申請書(様式第4号)を提出してください。

なお、変更により要件不適合になる場合は交付決定を取り消します。

●補助対象経費・補助金の額の変更について●

次の全てに該当する場合、変更申請は不要です。

- ・補助金の額が申請当初の補助額と比べ、増えない場合
- ・補助対象経費(事業に係る経費)が申請当初の補助対象経費と比べ、増減20%以内に収まる場合

⇒補助金の額が増える場合は必ず申請してください。予算の範囲内での増額の変更認定になりますが、変更の申請がなく、実績報告時に増額が判明した場合は補助金の額の増額を認めません。

●補助対象経費・補助金額以外の変更について●

軽微な変更の場合、変更申請は不要ですが、内容によっては変更申請が必要な場合があるため、不明な場合はお問い合わせください。

◎実績報告

※「開業の日から 30 日以内」または「令和9年2月26日(金)」のいずれか早い日

までに提出

- ・補助金実績報告書(様式第8号)
- ・収支決算書
- ・建物の改修または修繕の完了が確認できる書類(改修前後の写真等)
- ・創業資金融資の契約書の写し

- ・建物の改修または修繕についての支出を証する書類
(請求明細書及び領収書の写し等)
 - ・法人登記事項証明書、定款又は税務署へ提出した開業届出書その他事業内容が確認できる書類
 - ・補助事業者が締結する事業所の賃貸借契約を証する書面の写し
 - ・開業した日以降に発行された住民票の写し(若手移住者の場合)
 - ・その他市長が必要と認める書類
- 補足事項●
- ・改修前後の写真は、前後の比較がしやすいように、改修前の撮影箇所と同じ位置から撮影してください。

事業実施にあたっての遵守すべき事項

◎補助金の返還

要綱第19条に規定するとおり、次のいずれかに該当する場合は、要綱第20条の規定のとおり補助金を返還いただきます。

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・創業の日から起算して3年を経過する日までに事業を中止し、又は営業形態を変更し、若しくは事業所を移転したとき。
- ・開業の日から起算して3年を経過する日までに尾道市から転出したとき。(若手移住者の場合)
- ・その他要綱の規定に違反したとき。
- ・前に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

◎財産の管理及び処分

取得した財産等は、補助金適正化法に基づき売却、転用、破棄等の財産処分に制限がありますので、尾道市創業支援補助金取得財産等管理台帳(様式第11号)を用いて、適正に管理してください。

また、補助事業の終了後も、取得から一定の年数を経過する前に財産処分を行う場合は、尾道市創業支援補助金財産処分承認申請書(別記様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければいけません。

※取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるところによります。

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならず、処分・転売等をしてはいけません。

◎ 検査

市が補助対象事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合または補助対象事業について報告を求めた場合は、これに応じてください。